

個表番号： 1-6 法令名： 採石法(S25法291)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	15①～③	土地買取決定の申請の受理等 変更後の権利買取通知等	法15①～ ③	—	—	—	—	「事務内容」欄について、条項上、同記載内容の方が適当であるため変更した。
修正	28	採石権存続期間更新決定の申請の受理 存続期間の更新の決定	法28	—	—	—	—	「事務内容」欄について、条項上、同記載内容の方が適当であるため変更した。
修正	36①～③ ⑤⑥	他人の土地使用に係る許可等	法36①～ ③⑤⑥	—	— 自治	—	—	同法第36条に局長権限と規定しているため。
修正	42①	報告及び検査	法42①	法42①	自治	法42① —	—	同法第42条第1項に大臣の併行権限の記載があるため。

個表番号: 2-7 法令名: 揮発油の品質の確保等に関する法律(S51法88)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	17②	揮発油販売業者に対する指示	法23 令1⑤ I	○	—	—	—	広域に流通する石油製品の品質の確保は、国において確保すべきものであることから、法定受託事務とする。
修正	<17の2>	軽油販売業者に対する指示 ※法17の7②において準用	法23 令1⑤ I	○	—	—	—	粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。
修正	<17の2>	灯油販売業者に対する指示 ※法17の9②において準用	法23 令1⑤ I	○	—	—	—	粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。
修正	<17の2>	重油販売業者に対する指示 ※法17の11④において準用	法23 令1⑤ I	○	—	—	—	粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。
修正	17の6③ ~⑤	揮発油販売業者に対する標準揮発油の表示法の改善等の指示等	法23 令1⑤ I	○	—	—	—	粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。
修正	<17の6③ ~⑤>	軽油販売業者に対する標準軽油の表示法の改善等の指示等※法17の7②において準用	法23 令1⑤ I	○	—	—	—	粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。
修正	<17の6③ ~⑤>	灯油販売業者に対する標準灯油の表示法の改善等の指示等※法17の9②において準用	法23 令1⑤ I	○	—	—	—	粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。
修正	17の5	揮発油生産業者等に対する指示	法23 令1⑤ II	○	—	—	—	粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。
修正	<17の5>	軽油生産業者等に対する指示 ※法17の8⑤において準用	法23 令1⑤ II	○	—	—	—	粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。
修正	<17の5>	灯油生産業者等に対する指示 ※法17の10④において準用	法23 令1⑤ II	○	—	—	—	粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。

個表番号: 2-7 法令名: 揮発油の品質の確保等に関する法律(S51法88)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	<17の5>	重油生産業者等に対する指示 ※法17の12④において準用	法23 令1⑤Ⅱ	○	—	—	—	粗悪品の広域的な流通等迅速な対応を要する事態において、国自ら対応し、必要な措置をとることを可能とするため、並行権限を確保することが必要。
削除	18②	揮発油の使用の節減のための措置勧告	法23 令1②	—	—	—	—	揮発油の使用の節減を図るための営業制限に係る措置は、国内外の石油事情を広く勘案して行われるものであり、その担保措置についても、一地域の事情をもって判断すべきものではない。また、揮発油の購入場所は、消費者の判断に委ねられることから、全国統一的に区別なく営業制限に係る担保措置が適切に実施されなければ、本措置の目的である揮発油の使用の節減を達成することはできない。したがって、本措置については、委譲の例外とすることが適当である。

個表番号： 2-⑧ 法令名： 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(S49法57)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	5③	二次以降の振興計画の認定取消及び変更の認定取消	法28 令6	—	—	—	—	伝産法第5条第3項の記載事実に基づく修正
修正	5①	二次以降の振興計画の変更の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	法定(7) 【経由】	—	—	

個表番号： 2-⑨ 法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(S42法149)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	39② I	販売制限免除の届出の受理輸出用特定製品の製造・輸入液化石油ガス器具等の販売の届出受理						事務内容について、消費生活用製品安全法における同種事務の書きぶりとも合わせ、内容をより明確化したもの。
修正	46① I	輸出用の液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する場合の基準適合の製造・輸入の届出の受理						事務内容について、消費生活用製品安全法における同種事務の書きぶりとも合わせ、内容をより明確化したもの。
修正	82①	報告の徴収(液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの)	法95 令14⑩	令14⑩	自治 令13②	— 令13②	指示(j) (法95の2) 事後報告6② (令13⑧)	施行令13条第2項に大臣の並行権限の記載があるため。
修正	82①	報告の徴収(液化石油ガス器具等に関するもの)				令13⑦		記載に誤りがあるため。
修正	83①	立入検査等(液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの)	法95 令14⑩	令14⑩	自治 令13③	— 令13③	指示(j) (法95の2) 事後報告6② (令13⑧)	施行令13条第3項に大臣の並行権限の記載があるため。
修正	83①	立入検査等(液化石油ガス器具等に関するもの)				令13⑦		記載に誤りがあるため。
修正	83の2①	液化石油ガス器具等の提出命令				令13⑦		記載に誤りがあるため。

個表番号： 2-⑩ 法令名： 電気事業法(S39法170)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	<58③>	他人の土地に立入るときの許可等 ※法59②、61④において準用						記載に誤りがあるため。

個表番号： 2-⑪ 法令名： 家庭用品品質表示法(S37法104)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	4①	違反業者に対する指示					事後報告6② (令4④)	記載に誤りがあるため。

個表番号： 2-⑫ 法令名： 電気用品安全法(S36法234)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	45①	報告の徴収				—		記載に誤りがあるため。
修正	46①	立入検査等				—		記載に誤りがあるため。
修正	46の2①	電気用品の提出命令				—		記載に誤りがあるため。

個表番号： 2-13 法令名： ガス事業法(S29法51)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	46①	報告の徴収(ガスを供給する事業に関するものに限る。)						ガス事業法において局長に委任されている事務には、ガス事業者等に対する監督権限と、ガス用品の製造又は輸入を行う事業者に対する監督権限があり、それぞれ対応を分けるため。
挿入	46①	報告の徴収(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。)					令12①	ガス事業法において局長に委任されている事務には、ガス事業者等に対する監督権限と、ガス用品の製造又は輸入を行う事業者に対する監督権限があり、それぞれ対応を分けるため。また、記載に誤りがあるため。
修正	47①	立入検査(ガスを供給する事業に関するものに限る。)						ガス事業法において局長に委任されている事務には、ガス事業者等に対する監督権限と、ガス用品の製造又は輸入を行う事業者に対する監督権限があり、それぞれ対応を分けるため。
挿入	47①	立入検査(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。)					令12①	ガス事業法において局長に委任されている事務には、ガス事業者等に対する監督権限と、ガス用品の製造又は輸入を行う事業者に対する監督権限があり、それぞれ対応を分けるため。また、記載に誤りがあるため。
修正	47の2①	ガス用品の提出命令					令12①	記載に誤りがあるため。
修正	<7>	簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用、法第37の7①において準用する法8において準用						記載に誤りがあるため。
挿入	<15②>	簡易ガス事業者に対する供給区域等の減少措置 ※法37の7①において準用						記載に誤りがあるため。
修正	<14③>	簡易ガス事業者の許可の取消をした時の理由書の送付 ※法15③において準用、法37の7①において準用						記載に誤りがあるため。
修正	<25の2②>	簡易ガス事業者に対する改善措置命令※法37の7①において準用						記載に誤りがあるため。

個表番号： 2-14 法令名： 採石法(S25法291)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	34の6	採石業者に対する指導及び助言	法42の3 令4	—	自治 令4	— 法34㉔	—	同法施行令第4条に局長への権限委任の記載があるため。
修正	34の7	資料の提出の要求等	法42の3 令4	令4	—	法34の7 令4 —	—	同法施行令第4条に局長への権限委任と併せて、大臣自ら行うことを妨げない規定となっているため。

個表番号： 2-⑮ 法令名： 工業標準化法(S24法185)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	19①②、 20①、23 ①～③	日本工業規格への適合の表示認証機関の登録	法69の6 令3①	—	—	—	—	「事務内容」欄について、条項上、同記載内容の方が適当であるため変更した。
修正	25②	認証機関の登録申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示	法69の6 令3①	—	—	—	—	「事務内容」欄について、条項上、同記載内容の方が適当であるため変更した。
修正	<25②>	認証機関の登録更新申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示 ※法28②において準用	法69の6 令3①	—	—	—	—	「事務内容」欄について、条項上、同記載内容の方が適当であるため変更した。

個表番号： 3-② 法令名： 犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	14 13	報告	法20 ^⑩ 令27 ^① ～ ③	令27 ^①				条番号は、法改正により14条に、委任根拠は法21条にずれる予定(平成25年4月施行予定)
修正	15 ^④ 14 ^①	立入検査	法20 ^⑩ 令27 ^① ～ ③	令27 ^①				法改正により15条に、委任根拠は法21条にずれる予定(平成25年4月施行予定)
修正	16 15	指導、助言、勧告等	法20 ^⑩ 令27 ^①	令27 ^①				法改正により16条に、委任根拠は法21条にずれる予定(平成25年4月施行予定)
修正	17 16	是正命令	法20 ^⑩ 令27 ^①	令27 ^①				法改正により17条に、委任根拠は法21条にずれる予定(平成25年4月施行予定)

個表番号： 3-③ 法令名： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(H19法39)

修正等の内容	条項		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	6①②④	地域産業資源活用事業計画の認定	法17 規則3①	規則3①	自治 —	—	—	現行法上、地域産業資源活用事業計画出については、都道府県を経由して主務大臣に提出することとなっているが、当該事業計画の認定に係る権限については、地方支分部局の長が行うこととなっており、自治事務とはなっていないため。
修正	7	地域産業資源活用事業計画の変更等	法17 規則3①	規則3①	自治 —	—	—	上記と同様、地域産業資源活用事業計画出の変更についても、都道府県を経由して主務大臣に提出することとなっているが、当該事業計画の変更の認定に係る権限については、地方支分部局の長が行うこととなっており、自治事務とはなっていないため。

個表番号： 3-④ 法令名： 株式会社日本政策金融公庫法(H19法57)

修正等の内容	条項		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
	17②	指定の公示	法60⑤ 令33①②	—	—	—	—	
	24	監督命令	法60⑤ 令33①②	令33①②	—	—	—	
	25①	業務の休廃止	法60⑤ 令33①②	—	—	—	—	
修正	59④②	報告及び検査	法60⑤ 令33①～④	令33①～④	—	—	—	

個表番号： 3-10 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	39の2①⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法39条の2の記載事実に基づいて修正。
修正	73①	認定事業者等に対する計画の実施状況についての報告徴収	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	主務省令47条の記載事実に基づいて修正。

個表番号： 3-17 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	16①～④	合理化計画に係る指示、公表及び命令(特定事業者)(注1)						「命令」は出先機関の長への委任なし。(命令は⑤で規定)
修正	<16①～④>	合理化計画に係る指示、公表及び命令(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用(注1)						「命令」は出先機関の長への委任なし。(命令は⑤で規定)
修正	64①②	特定荷主に対する勧告、公表及び命令(注2)						「命令」は出先機関の長への委任なし。(命令は③で規定)

個表番号： 3-⑱ 法令名： 砂利採取法(S43法74)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	<32> 30②	砂利採取業者と鉱業権者の協議に係る決定 ※採石法34②～⑦において準用	法30②	—	—	—	—	条文の誤り

個表番号： 3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	34①	登録包括信用購入あっせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令	法48① 令34①Ⅲ	令34①				記載内容に誤りがあったため。
修正	<24>	登録包括信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示※法35の3において準用	法48① 令34①Ⅲ	令34①				記載内容に誤りがあったため。
修正	<32①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ					記載内容に誤りがあったため。
修正	<33>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ					記載内容に誤りがあったため。
修正	<33の2①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録の拒否※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ					記載内容に誤りがあったため。
修正	33の3①	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理	法48① 令34①Ⅳ					記載内容に誤りがあったため。
修正	<15③>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分のお知らせ ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ					記載内容に誤りがあったため。
修正	<35の3の24①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新申請の受理※法35の3の27②において準用	法48① 令34①Ⅵ					記載内容に誤りがあったため。
修正	<35の3の25>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新及びその通知※法35の3の27②において準用	法48① 令34①Ⅵ					記載内容に誤りがあったため。
修正	<35の3の26①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①Ⅵ					記載内容に誤りがあったため。

個表番号： 3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	<15③>	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否の通知 ※法35の3の26②において準用	法48① 令34①VI					記載内容に誤りがあったため。
修正	<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否の通知※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI					記載内容に誤りがあったため。
修正	35の3の28①<45③>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の申請受理	法48① 令34①VI					記載内容に誤りがあったため。
修正	<15③>35の3の28①	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分 の通知 ※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI					記載内容に誤りがあったため。
修正	<35の3の25>	登録個別信用購入あっせん業者の 変更登録及びその通知 変更登録申請に対する登録拒否の通知 ※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI					同一条項が掲載されているため。
修正	<35の3の26①>	登録個別信用購入あっせん業者の 変更登録の拒否 登録簿の閲覧※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI					同一条項が掲載されているため。
修正	35の3の29	登録個別信用購入あっせん業者 登録簿の閲覧 の登録の消除	法48① 令34①VI					記載内容に誤りがあったため。
修正	35の3の33①	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議※法35の3の33②において準用	法48① 令34①VI					記載内容に誤りがあったため。
修正	<35の3の32③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の 消除前の事前協議 廃止の届出受理 ※法35の3の33②35において準用	法48① 令34①VI					記載内容に誤りがあったため。
修正	<26①>	登録個別信用購入あっせん業 廃止の届出受理 クレジットカード等購入あっせん業者等に対する改善命令※法35の3の35において準用	法48① 令34①VI					記載内容に誤りがあったため。

個表番号： 3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	40③⑤⑦～⑨⑪	包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者及び前払式特定取引業者等に対する報告徴収等	法48① 令34①IX					記載内容に誤りがあったため。
修正	20の3①～③、⑤	供託委託契約受託者への供託指示、供託書の写しの提出等(許可割賦販売業者)	法48① 令34①II					記載内容に誤りがあったため。
修正	35の3の32①②⑤	登録個別信用購入あつせん業者に対する登録の取消、業務停止命令等	法48① 令34①V					条項中、命令と通知が混在しているため⑤の通知を切り分けることが適切であるため。
挿入	35の3の32⑤	登録個別信用購入あつせん業者に対する登録の取消、業務停止命令に係る通知	法48① 令34①V					条項中、命令と通知が混在しているため⑤の通知を切り分けることが適切であるため。

個表番号： 3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	92	報告の徴収	法101の4 令12②	—	自治 令11③④	法101の3 令11③	事後報告 令11④	現行法上、都道府県が行う報告の徴収に対して、食肉販売事業を含む商工組合又は商工組合連合会等については、主務大臣自らもその権限を行使することができることになっているため。
修正	93①	立入検査	法101の4 令12②	—	自治 令11③④	法101の3 令11③	事後報告 令11④	現行法上、都道府県が行う立入検査に対して、食肉販売事業を含む商工組合又は商工組合連合会等については、主務大臣自らもその権限を行使することができることになっているため。
挿入	<中小企業等共同組合法96⑤>	組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと ※5の23⑤において準用	法101の4 令12②	—	自治 令11条①	—	—	法5の23⑤において準用する中小企業等協同組合法96⑤の記載もれ。

個表番号： 3-22 法令名： 信用保証協会法(S28法196)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	35	信用保証協会に対する報告徴収・検査	法50② 令5②	令5②	法定(7) (2④)	法51 令6①IV	事後報告6 ② (令6②)	信用保証協会は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的としており、信用秩序に重大な影響を及ぼすことから、メルクマールの(2)④に該当する。 大臣の並行権限は、施行令第6条第1項第4号に明確に定められている。